

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 6 年 9 月 10 日

【中間会計期間】 自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善
弁護士 海江田 光
弁護士 奥村 文彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

令和6年6月18日付けで提出いたしました半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するために半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表 紙

第一部 企業情報

第1 本国における法制等の概要

2 外国為替管理制度

第2 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

2 事業の内容

(1) 概 要

(4) 当グループの主な活動

(5) サンコープ・バンク買収

(6) 最近の進展

(7) 監督および規制

(9) 競 争

第3 事業の状況

2 事業等のリスク

(1) リスク

(2) 主なリスクおよび不確実性

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

A. 作成基準

D. 主な収入および費用項目の分析

F. 部門別経営成績

G. 流動性および資本資源

H. 定義

第6 経理の状況

1 中間財務書類

(v) 要約連結持分変動計算書

(vi) 要約中間連結財務書類の注記

3 日本とオーストラリアとの会計原則の相違

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所は、下線を付して示しております。

【表紙】

<訂正前>

(前略)

(注) 1. (略)

2. ANZBGLの事業年度は9月30日に終了し、半期は3月31日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2023年9月30日に終了した事業年度は「2023年度」、「2023事業年度」、「2023会計年

度」、「2023年9月終了年度」および「2023年9月30日終了年度」、2024年3月31日に終了した半期は「2024年3月半期」、「2024年3月31日終了半期」および「当期」と言及される。その他の事業年度および半期についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注) 1. (略)

2. ANZBGLの事業年度は9月30日に終了し、半期は3月31日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2023年9月30日に終了した事業年度は「2023年度」、「2023事業年度」、「2023会計年度」、「2023年9月終了年度」または「2023年9月30日終了年度」、2024年3月31日に終了した半期は「2024年3月半期」、「2024年3月31日終了半期」または「当期」と言及される。その他の事業年度および半期についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。

(後略)

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2 外国為替管理制度

<訂正前>

取引制限

(中略)

1. 2011年独自制裁法（連邦）に基づき、かつ2011年独自制裁規則（連邦）に従い、禁止の中で特に以下のもの：
- (a) ミャンマー、ウルグアイの特定の地域（クリミア、ドネツク、ルハンシクおよびセバストポリ）、ロシア、イラン、シリア、ジンバブエまたは朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）への「制裁されているサービス」供与の禁止。財政援助、特定の種類の金融サービスまたは軍事活動もしくは一定の輸出認可品目（武器または関連物資等）を支援もしくはそれらに関連して供与されるその他サービスを含む。

(後略)

<訂正後>

取引制限

(中略)

1. 2011年独自制裁法（連邦）に基づき、かつ2011年独自制裁規則（連邦）に従い、禁止の中で特に以下のもの：
- (a) ミャンマー、ウクライナの特定の地域（クリミア、ドネツク、ルハンシクおよびセバストポリ）、ロシア、イラン、シリア、ジンバブエまたは朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）への「制裁されているサービス」供与の禁止。財政援助、特定の種類の金融サービスまたは軍事活動もしくは一定の輸出認可品目（武器または関連物資等）を支援もしくはそれらに関連して供与されるその他サービスを含む。

(後略)

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

<訂正前>

(前略)

「2 事業の内容－(1)概要」に記載される再編後において、ANZBGLは、公開市場で取引される普通株式または潜在普通株式をもはや有していないため、1株当たり利益について意味のある数値を算出することや、関連する会計基準に準拠することはできない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「2 事業の内容－(1)概要」に記載される本再編後において、ANZBGLは、公開市場で取引される普通株式または潜在普通株式をもはや有していないため、1株当たり利益について意味のある数値を算出することや、関連する会計基準に準拠することはできない。

(後略)

2【事業の内容】

<訂正前>

本半期中の更新事項

本半期中(2023年10月1日から2024年3月31日)に、有価証券報告書(令和5年2月1日提出)の「第一部 企業情報－第2 企業の概況－3 事業の内容」に記載の内容につき、2023年10月1日から2024年3月31日までの半年間に以下のような変更があった。

<訂正後>

本半期中の更新事項

本半期中(2023年10月1日から2024年3月31日)に、有価証券報告書(令和6年2月1日提出)の「第一部 企業情報－第2 企業の概況－3 事業の内容」に記載の内容につき、以下のような変更があった。

(1) 概要

<訂正前>

(前略)

2023年1月3日、ANZBGLは再編(「再編」)を行い、その結果ANZBGLに代わりANZGHLがANZグループの上場親会社となった。ANZGHLは、純粋持株会社(「NOHC」)であり、オーストラリアの1959年銀行法(「銀行法」)におけるNOHCとしての権限を有する。ANZGHLはオーストラリア証券取引所(「ASX」)に上場されており、ANZGHLの普通株式はASXで値付けされている。ANZGHLの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所(「NZX」)でも値付けされている。ANZBGLは、公認預金受入機関(「ADI」)であり、オーストラリアのオーストラリア健全性規制庁(「APRA」)やニュージーランドのニュージーランド準備銀行(「RBNZ」)を含む様々な健全性規制機関による規制を受けている。本再編後は、ANZBGLはANZGHLの子会社である。

ANZグループの構成は以下の図のとおりである

(中略)

(1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2023年12月31日終了中間事業年度に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2024年3月31日終了中間事業年度に関する業績発表。ウェストバック・バンキング・コーポレーションの2024年3月31日終了中間事業年度に関する業績発表。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2023年1月3日、ANZBGLは再編(「本再編」)を行い、その結果ANZBGLに代わりANZGHLがANZグループの上場親会社となった。ANZGHLは、純粋持株会社(「NOHC」)であり、オーストラリアの1959年銀行法(「銀行法」)におけるNOHCとしての権限を有する。ANZGHLはオーストラリア証券取引所(「ASX」)に上場されており、ANZGHLの普通株式はASXで値付けされている。ANZGHLの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所(「NZX」)でも値付けされている。ANZBGLは、公認預金受入機関(「ADI」)であり、オーストラリアのオーストラリア健全性規制庁(「APRA」)やニュージーランドのニュージーランド準備銀行(「RBNZ」)を含む様々な健全性規制機関による規制を受けている。本再編後は、ANZBGLはANZGHLの子会社である。

ANZグループの構成は以下の図のとおりである。

(中略)

(1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2023年12月31日終了中間事業年度に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2024年3月31日終了中間事業年度に関する業績発表。ウェストバック・バンキング・コーポレーションの2024年3月31日終了中間事業年度に関する業績発表。

(後略)

(4) 当グループの主な活動

<訂正前>

当グループは、オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、パシフィック部門、ならびにグループ・センター部門の6つの部門からなる部門構造で事業を営んだ。

(中略)

オーストラリア・リテール

オーストラリア・リテール部門は、オーストラリアの個人顧客に、あらゆる銀行サービスを提供する。これには、住宅ローン、預金、クレジットカードおよび個人ローンが含まれる。商品およびサービスは、支店網、住宅ローン・スペシャリスト、コンタクト・センターおよび様々なセルフサービス・チャネル（デジタル・バンキングおよびインターネット・バンキング、ウェブサイト、ATMおよびテレホバンキング）、および外部のブローカーを通じて提供される。また、この部門には、リテール顧客向けに提案するANZプラスの企画の開発および運営に関する費用も含まれる。

(中略)

法 人

(中略)

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、顧客に対して、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ 「コーポレート・ファイナンス」は、顧客に対して、ローン商品、ローン・シンジケーション、専門ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンスを提供する。

(中略)

パシフィック

パシフィック部門は、リテール顧客および商業顧客（多国籍企業を含む。）、ならびにパシフィック諸島（法人部門の一部であるPNGを除く。）の政府に商品・サービスを提供する。

(後略)

<訂正後>

当グループは、オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、パシフィック部門、ならびにグループ・センター部門の6つの部門からなる部門構造で事業を営んでいる。

(中略)

オーストラリア・リテール

オーストラリア・リテール部門は、オーストラリアの個人顧客に、あらゆる銀行サービスを提供する。これには、住宅ローン、預金、クレジットカードおよび個人ローンが含まれる。商品およびサービスは、支店網、住宅ローン・スペシャリスト、コンタクト・センターおよび様々なセルフサービス・チャネル（デジタル・バンキングおよびインターネット・バンキング、ウェブサイト、ATMおよびテレホンバンキング）、および外部のブローカーを通じて提供される。また、この部門には、リテール顧客向けに提案するANZプラスの企画の開発および運営に関する費用も含まれる。

(中略)

法 人

(中略)

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、顧客に対して、荷為替取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ 「コーポレート・ファイナンス」は、顧客に対して、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンスを提供する。

(中略)

パシフィック

パシフィック部門は、リテール顧客および商業顧客（多国籍企業を含む。）、ならびに太平洋地域（法人部門の一部であるPNGを除く。）の政府に商品・サービスを提供する。

(後略)

(5) サンコープ・バンク買収

<訂正前>

2022年7月18日、当グループは、サンコープ・バンクの直接の純粋持株会社であるエスビージーエイチ・リミテッド（SBGH Limited）の株式の100%を取得することに合意したことを発表した。オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）は、2023年8月、この買収の認可を拒否した。この決定はオーストラリア競争審判所による審査付された。

（後略）

<訂正後>

2022年7月18日、当グループは、サンコープ・バンクの直接の純粋持株会社であるエスビージーエイチ・リミテッド（SBGH Limited）の株式の100%を取得することに合意したことを発表した。オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）は、2023年8月、この買収の認可を拒否した。この決定はオーストラリア競争審判所による審査に付された。

（後略）

(6) 最近の進展

<訂正前>

S&Pグローバル・レーティングがANZBGLのTier 2およびその他Tier 1 資本を格上げ

（中略）

上記の格上げは、ANZBGL の単体信用格付け（「SACP」）が「a」から「a+」に1ノッチ引き上げられたことによる。このANZBGLのSACPの改善は、ANZBGLの発行体信用格付けおよびAA-のシニア無担保債務格付けの変更にはつながらない。

（中略）

フィッチ・レーティングスがANZBGLの無担保信用格付けを格上げ

2024年5月27日、ANZBGLは、フィッチ・レーティングスがANZBGLの発行したシニア無担保商品にかかる以下の信用格付けを引き上げたと発表した。

格付け	引上前	引上後
シニア無担保：長期	A+	AA-
シニア無担保： <u>短期 1</u>	F1	F1+

（中略）

ANZBGLはAmBankの保有株式を売却

（中略）

この売却により、ANZBGLのCET 1 比率は約5 ベース・ポイント増加し、これは2024年3月のAmBank株式の16.5%の当初ブロック売却によってリリースされた資本の16ベース・ポイントに追加になるものである。この売却は利益に重大な影響を与えるものではない。

(1) CET 1 の影響はレベル 2 ベースである。

（後略）

<訂正後>

S&Pグローバル・レーティングがANZBGLのTier 2およびその他Tier 1 資本を格上げ

（中略）

上記の格上げは、ANZBGL のスタンドアローン評価（「SACP」）が「a」から「a+」に1ノッチ引き上げられたことによる。このANZBGLのSACPの改善は、ANZBGLの発行体信用格付けおよびAA-のシニア無担保債務格付けの変更にはつながらない。

（中略）

フィッチ・レーティングスがANZBGLの無担保信用格付けを格上げ

2024年5月27日、ANZBGLは、フィッチ・レーティングスがANZBGLの発行したシニア無担保商品にかかる以下の信用格付けを引き上げたと発表した。

格付け	引上前	引上後
シニア無担保：長期	A+	AA-
シニア無担保： <u>短期</u>	F1	F1+

（中略）

ANZBGLはAmBankの保有株式を売却

(中略)

この売却により、ANZBGLのCET 1 比率は約 5 ベーシス・ポイント⁽¹⁾増加し、これは2024年3月のAmBank株式の16.5%の当初ブロック売却によってリリースされた資本の16ベーシス・ポイントに追加になるものである。この売却は利益に重大な影響を与えるものではない。

(1) CET 1 の影響はレベル 2 ベースである。

(後略)

(7) 監督および規制

<訂正前>

(前略)

オーストラリア

(中略)

流動性

(中略)

さらに、当グループは、2018年1月1日の導入時より、APRAの安定調達比率（「NSFR」）の要件を遵守している。2024年3月31日において、当グループのレベル 2 NSFRは118%であった（2022年9月30日は116%）。ANZBGLは、APRAのAPS第210号流動性（「APS第210号」）が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制当局の健全性要件を厳守することに努める。

(中略)

金融説明責任体制

オーストラリアの金融説明責任体制法（「FAR法」）は、APRAの規制対象である銀行業、保険業および退職年金事業を行う一定の事業者、ならびに当該事業者において一定の地位または責任を有する人員の説明責任のフレームワーク（「金融説明責任体制」または「FAR」）を設定するものである。

(中略)

ニュージーランド

RBNZの監督の役割

(中略)

ニュージーランドで設立された銀行は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたバーゼル 3 自己資本比率要件を遵守することを求められる。RBNZはまた、ANZバンク・ニュージーランドを含む国内のシステム上重要な銀行の大半に、最低比率をRWAの4.5%上回る健全性資本バッファを維持することを求めており、これに従わない銀行は販売を制限される。この健全性資本バッファは、2028年7月におけるRWAの9%まで、段階的に引き上げられる。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向—銀行の自己資本要件」を参照のこと。

(中略)

ニュージーランドの規制上の動向

銀行の自己資本要件

(中略)

- ANZバンク・ニュージーランドの総資本要件は、Tier 1 資本をRWAの最低16%まで引き上げることを含め、RWAの18%まで段階的に引き上げられる。2024年7月から、Tier 1 資本のうち2.5%まではAT 1 資本で、残りはCET1資本のTier 1 資本要件で構成することができる。AT 1 資本は、償還可能な永久優先株式で構成されなければならない。総資本要件は、RWAの2%までTier 2 資本を含むこともできる。Tier 2 資本は、長期劣後債務で構成されなければならない。

(中略)

- 条件付資本商品は、今後適格規制資本として取り扱われない。2024年3月31日現在、ANZバンク・ニュージーランドは12億3,800万ニュージーランドドルのAT 1 商品（「条件付AT 1 商品」）を保有しているが、2028年7月までの移行期間中に段階的に適格規制資本としての取扱いの対象から外れることになる。条件付AT 1 商品の最大適格規制資本額は、2021年9月30日における合計残額（「条件付AT 1 ベース」）から、2022年から2028年の各年の1月1日における条件付AT 1 ベースの12.5%を控除した額であり、2028年7月1日からは、条件付AT 1 商品は適格でなくなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

オーストラリア

(中略)

流動性

(中略)

さらに、当グループは、2018年1月1日の導入時より、APRAの安定調達比率（「NSFR」）の要件を遵守している。2024年3月31日において、当グループのレベル2 NSFRは118%であった（2023年9月30日は116%）。ANZBGLは、APRAのAPS第210号流動性（「APS第210号」）が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制当局の健全性要件を厳守することに努める。

(中略)

金融説明責任体制

オーストラリアの2023年金融説明責任体制法（「FAR法」）は、APRAの規制対象である銀行業、保険業および退職年金事業を行う一定の事業者、ならびに当該事業者において一定の地位または責任を有する人員の説明責任のフレームワーク（「金融説明責任体制」または「FAR」）を設定するものである。

(中略)

ニュージーランド

RBNZの監督の役割

(中略)

ニュージーランドで設立された銀行は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたパーゼル3自己資本比率要件を遵守することを求められる。RBNZはまた、ANZバンク・ニュージーランドを含む国内のシステム上重要な銀行の大半に、最低比率を上回るRWAの4.5%を健全性資本バッファとして維持することを求めており、これに従わない銀行は販売を制限される。この健全性資本バッファは、2028年7月におけるRWAの9%まで、段階的に引き上げられる。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向－銀行の自己資本要件」を参照のこと。

(中略)

ニュージーランドの規制上の動向

銀行の自己資本要件

(中略)

- ・ ANZバンク・ニュージーランドの総資本要件は、Tier 1 資本をRWAの最低16%まで引き上げることを含め、RWAの18%まで段階的に引き上げられる。2024年7月から、Tier 1 資本のうち2.5%まではAT 1 資本で、残りはCET 1 資本のTier 1 資本要件で構成することができる。AT 1 資本は、償還可能な永久優先株式で構成されなければならない。総資本要件は、RWAの2%までTier 2 資本を含むこともできる。Tier 2 資本は、長期劣後債務で構成されなければならない。

(中略)

- ・ 条件付資本商品は、今後適格規制資本として取り扱われない。2024年3月31日現在、ANZバンク・ニュージーランドは123万8,000ニュージーランドドルのAT 1 商品（「条件付AT 1 商品」）を保有しているが、2028年7月までの移行期間中に段階的に適格規制資本としての取扱いの対象から外れることになる。条件付AT 1 商品の最大適格規制資本額は、2021年9月30日における合計残額（「条件付AT 1 ベース」）から、2022年から2028年の各年の1月1日における条件付AT 1 ベースの12.5%を控除した額であり、2028年7月1日からは、条件付AT 1 商品は適格でなくなる。

(後略)

<訂正前>

(9) 競争

オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2024年3月31日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウェストパック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行うADIのオーストラリアの貸付資産総額の約73%⁽¹⁾を保有していた。

(中略)

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス・セクターは非常に競争が激しい。ANZバンク・ニュージーランドの主な競合他社は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション／ウェストパック・ニュージーランド、およびキウィ銀行である。

ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション／ウェストパック・ニュージーランドは、それぞれオーストラリアの大手銀行の子会社または支店であり、個人から大企業まであらゆる顧客層を対象としている。当グループがキウィ銀行と競合する主な分野は、個人顧客セグメントである。

(後略)

<訂正後>

(8) 競争 オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2024年3月31日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウェストパック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行うADIのオーストラリアの貸付資産総額の約73%⁽¹⁾を保有していた。

(中略)

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス・セクターは非常に競争が激しい。ANZバンク・ニュージーランドの主な競合他社は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション／ウェストパック・ニュージーランド、およびキウィ銀行である。

ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション／ウェストパック・ニュージーランドは、それぞれオーストラリアの大手銀行の子会社または支店であり、個人から大企業まであらゆる顧客層を対象としている。当グループがキウィ銀行と競合する主な分野は、個人顧客セグメントである。

(後略)

第3【事業の状況】

2【事業等のリスク】

(1) リスク

<訂正前>

(前略)

当グループのリスク管理の枠組み（RMF）

取締役会は、当グループの基礎となるシステム、構造、方針、手順、プロセス、および人材を支柱に据えたRMFを設定し、かつ監督することに最終的な責任を負う。取締役会は、当グループのリスク管理方針の遵守を推進し、監視する権限を取締役会リスク委員会（BRC）に対して委任している。同委員会は、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。当グループのRMFの支柱となるものには以下が含まれる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

当グループのリスク管理の枠組み（RMF）

取締役会は、当グループの基礎となるシステム、構造、方針、手順、プロセス、および人材を支柱に据えたRMFを設定し、かつ監督することに最終的な責任を負う。取締役会は、当グループのリスク管理方針の遵守を推進し、監視する権限を取締役会リスク委員会（BRC）に対して委譲している。同委員会は、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。当グループのRMFの支柱となるものには以下が含まれる。

(後略)

(2) 主なリスクおよび不確実性

<訂正前>

(前略)

1. 政治および経済の情勢の変化（とりわけオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域、英国、ヨーロッパおよび米国（「関連法域」）におけるもの）は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

(中略)

関連法域において経済状況が悪化した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が減少する可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与えるおそれがあり、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。上記のいずれかが生じた場合、当グループのポジションは悪影響を被る可能性がある。

リスク要因10. 「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。当グループはまた、価格設定、サービスまたは活動に関して政治的および公的な圧力を受ける可能性がある。これにより、当グループにコストが生じたり、収益創出の機会に影響が及ぶ可能性がある。

（中略）

2. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

（中略）

- ・ オーストラリア政府およびニュージーランド政府は、銀行市場の競争をさらに高める政策の実施を検討する可能性がある。例として、オーストラリア政府は、住宅ローンや貯蓄口座の金利に関する措置を発表した。

（中略）

4. 純粋株会社を設立した当グループの本再編は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

10. 信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

（中略）

- ・ 商業用不動産部門（建設および請負業者を含む。）。かかる部門は、COVID-19前の水準に稼働率が回復しないことから、とりわけオフィス部門について、サービサビリティ（返済可能性）に影響を与え、評価額に引下げ圧力を与えている金利の上昇に晒されている。在宅勤務者が恒常的に増加していると思われる勤務形態の変化により、プレミアム/AグレードのオフィスとB/Cグレードのオフィスの差が広がっており（ESGクレデンシャルの低さを含む。）、後者では空室が増加し、賃料が下落し、テナントへのインセンティブが増加し、イールドと評価額の軟化がみられる。裁量的支出の減少は、リテール部門における賃料の伸び率と投資家の需要に影響を及ぼす可能性がある。一部の市場では、商用向け請負業者や下請業者は、現在のプロジェクトが終了し、将来を見越したプロジェクト数が減少しているため、今後12か月から24か月にわたりキャッシュフローおよび流動性の問題に引き続き直面する可能性がある。サプライチェーンの逼迫と建設資材コストの上昇は幾分収束したが、主要都市部におけるオーストラリア政府のインフラ・プロジェクトによる需要と競合することから、労働需給とモビリティの問題は増大している。マージンの縮小や営業損失が発生した後であることから、請負業者には、ボンディング（保証）契約の支援を含め財務状態の改善に向けた運転資本を賄うため、資本増強の必要が生じている。

（中略）

18. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

（中略）

ニュージーランド政府も2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法（「AML/CFT法」）の見直しに着手した。2023年7月に三段階からなる規制の第一段階（主に定義の変更と明確化で構成される。）が開始された。規制の第2段階と第3段階はそれぞれ2024年6月および2025年6月に開始され、様々な既存の義務（顧客管理（カスタマー・デュー・デリジェンス（CDD））、より厳格な顧客管理（EDD）および現行のデュー・デリジェンス要件）に変更が加えられるのとともに、新たな義務が導入されることになる。見直しにより特定されたがまだ規制による導入が行われていない分野についての公衆からの意見徴収がさらに行われた後、いずれか適当な時期に当初のAML/CFT法の改正を通じた追加的な改革が行われるものと予想されるが、追加の法改正の時期は現在のところ不明である。改革の結果について現段階では明確な見解はないが、改革の過程において当グループに新たな規制要件が課され、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

19. 金融政策の変更は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。法域の一部では、通貨政策が全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。

かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。リスク要因5、「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因10、「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

20. グローバル顧客の税務の透明性に関する制度により課される現在進められている広範囲に及ぶ「非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度」義務に関し、継続的で多額の法令遵守（コンプライアンス）コストが生じることは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

FATCAおよびその他の関連するその他米国財務省の規則に基づき、当グループは以下の影響を受ける可能性がある。

（中略）

CRSの下で、当グループは、

- ・ 太平洋地域などの当グループが事業を行っている発展途上国における課題に直面している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、実施や遵守のための基準や証拠に関する要件の導入は引き続き困難である。

（中略）

自然災害およびCOVID-19のパンデミックによる継続的な影響のような外的要因により、システム、ツールおよび情報へのスタッフによるアクセスを困難なものとなり（予定外のスタッフの欠勤を含む。）、規制当局が期待するエラーのゼロ率の達成が要求されている継続的な改善活動のみならず、義務付けられたFATCAおよびCRSの規制上の報告、顧客へのフォローアップに関する戦略、規制当局からの勧告の解決と対処を含む、当グループの規制上の義務を必須の期間内に履行することに影響を与えている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

1. 政治および経済の情勢の変化（とりわけオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域、英国、ヨーロッパおよび米国（「関連法域」）におけるもの）は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

（中略）

関連法域において経済状況が悪化した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が減少する可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与えるおそれがあり、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。上記のいずれかが生じた場合、当グループのポジションは悪影響を被る可能性がある。リスク要因10、「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

当グループはまた、価格設定、サービスまたは活動に関して政治的および公的な圧力を受ける可能性がある。これにより、当グループにコストが生じたり、収益創出の機会に影響が及ぶ可能性がある。

（中略）

2. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

（中略）

- ・ オーストラリア政府およびニュージーランド政府は、銀行市場の競争をさらに高める政策の実施を検討する可能性がある。例として、2024年6月にオーストラリア政府は、住宅ローンや貯蓄口座の金利に関する措置を発表した。

（中略）

4. 純粋持株会社を設立した当グループの本再編は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

10. 信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

（中略）

- ・ 商業用不動産部門（建設および請負業者を含む。）。かかる部門は、COVID-19前の水準に稼働率が回復しないことから、とりわけオフィス部門について、サービスビリティ（返済可能性）に影響を与え、評価額に引下げ圧力を与えている金利の上昇に晒されている。在宅勤務者が恒常的に増加していると思われる勤務形態の変化により、プレミアム/AグレードのオフィスとB/Cグレードのオフィスの差が広がっており（ESGクレデンシャルの低さを含む。）、後者では空室が増加し、賃料が下落し、テナントへのインセンティブが増加し、イールドと評価額の軟化がみられる。裁量的支出の

減少は、リテール部門における賃料の伸び率と投資家の需要に影響を及ぼす可能性がある。一部の市場では、商用向け請負業者や下請業者は、現在のプロジェクトが終了し、将来を見越したプロジェクト数が減少しているため、今後12か月から24か月にわたりキャッシュフローおよび流動性の問題に引き続き直面する可能性がある。サプライチェーンの逼迫と建設資材コストの上昇は幾分収束したが、主要都市部におけるオーストラリア政府のインフラ・プロジェクトによる需要と競合することから、労働需給とモビリティの問題は増大している。マージンの縮小や営業損失が発生した後であることから、請負業者には、ボンディング（保証）契約の支援を含め財務状態の改善に向けた運転資本を賄うため、資本増強の必要が生じている。

（中略）

18. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

（中略）

ニュージーランド政府も2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法（「AML/CFT法」）の見直しに着手した。2023年7月に三段階からなる規制の第一段階（主に定義の変更と明確化で構成される。）が開始された。規制の第2段階と第3段階はそれぞれ2024年6月および2025年6月に開始され、様々な既存の義務（顧客管理（カスタマー・デュー・デリジェンス（CDD））、より厳格な顧客管理（EDD）および現行のデュー・デリジェンス要件）に変更が加えられるのとともに、新たな義務が導入されることになる。見直しにより特定されたがまだ規制による導入が行われていない分野についての公衆からの意見徴収がさらに行われた後、いずれか適当な時期に当初のAML/CFT法の改正を通じた追加的な改革が行われるものと予想されるが、追加の法改正の時期は現在のところ不明である。改革の結果について現段階では明確な見解はないが、改革の過程において当グループに新たな規制要件が課され、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

19. 金融政策の変更は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。法域の一部では、通貨政策が全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。リスク要因5、「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因10、「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

20. グローバル顧客の税務の透明性に関する制度により課される現在進められている広範囲に及ぶ「非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度」義務に関し、継続的で多額の法令遵守（コンプライアンス）コストが生じることは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

FATCAおよびその他の関連する米国財務省の規則に基づき、当グループは以下の影響を受ける可能性がある。

（中略）

CRSの下で、当グループは、

- ・ 太平洋地域などの当グループが事業を行っている開発途上国における課題に直面している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、実施や遵守のための基準や証拠に関する要件の導入は引き続き困難である。

（中略）

自然災害およびCOVID-19のパンデミックによる継続的な影響のような外的要因により、システム、ツールおよび情報へのスタッフによるアクセスを困難なものとなり（予定外のスタッフの欠勤を含む。）、規制当局が期待するエラー率ゼロの達成が要求されている継続的な改善活動のみならず、義務付けられたFATCAおよびCRSの規制上の報告、顧客へのフォローアップに関する戦略、規制当局からの勧告の解決と対処を含む、当グループの規制上の義務を必須の期間内に履行することに影響を与えている。

（後略）

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

A. 作成基準

<訂正前>

(前略)

(2) 過去の期間の比較情報の修正再表示

会計基準の適用

当グループは2023年10月1日、保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則を定めたAASB第17号「保険契約」(「AASB第17号」)を採用した。保険契約について、全契約期間にわたって認識される利益の合計は変わらないが、収益認識の時期が変わることになる。当グループは、2022年10月1日付でAASB第17号を適用し、過去の機関の比較情報を修正再表示した。この結果、2022年10月1日現在の利益剰余金の期首残高は3,700万ドル減少し、オーストラリア・リテール部門における税引後利益が増加(2023年9月半期:ゼロ、2023年3月半期:800万ドル)し、資産合計が増加(2023年9月末現在:2,200万ドル、2023年3月末現在:3,600百万ドル)し、負債合計が増加(2023年9月末現在:5,100万ドル、2023年3月末現在:6,500万ドル)した。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) 過去の期間の比較情報の修正再表示

会計基準の適用

当グループは2023年10月1日、保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則を定めたAASB第17号「保険契約」(「AASB第17号」)を採用した。保険契約について、全契約期間にわたって認識される利益の合計は変わらないが、収益認識の時期が変わることになる。当グループは、2022年10月1日付でAASB第17号を適用し、過去の期間の比較情報を修正再表示した。この結果、2022年10月1日現在の利益剰余金の期首残高は3,700万ドル減少し、オーストラリア・リテール部門における税引後利益が増加(2023年9月半期:ゼロ、2023年3月半期:800万ドル)し、資産合計が増加(2023年9月末現在:2,200万ドル、2023年3月末現在:3,600万ドル)し、負債合計が増加(2023年9月末現在:5,100万ドル、2023年3月末現在:6,500万ドル)した。

(後略)

D. 主な収入および費用項目の分析

<訂正前>

(1) 純利息収益

(中略)

	半期		
	2024年3月	2023年9月	2023年3月
	(百万ドル)		
主要部門別の純預貸利鞘			
オーストラリア・リテール			
純利息収益(%)	1.94	2.06	2.38
利付資産平均残高 ⁽²⁾	269,406	260,946	253,743
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	168,912	159,786	152,392

(中略)

(2) その他営業収入

(中略)

・ 2024年3月半期と2023年9月半期の比較

(中略)

マーケットの収入

(中略)

- ・ 主に投資有価証券の取引量の増加に牽引されたバランスシート取引収入の1,400百万ドルの増加。

(中略)

(3) 営業費用

	半期		
	2024年3月	2023年9月	2023年3月
	(百万ドル)		
(中略)			
フルタイム換算従業員合計	40,041	40,119	39,603
平均フルタイム換算従業員	40,168	39,895	39,397

(中略)

(4) 信用リスク

(中略)

個別評価貸倒引当金繰入／(戻入)

(中略)

・ 2024年3月半期と2023年9月半期の比較

個別評価貸倒引当金繰入は、8,500万ドル（69%）減少した。これは、減損の減少ならびに戻入および回収の増加（7,900万ドル）に起因する法人部門での減少（7,900万ドル）、ならびに減損の減少に起因するオーストラリア商業部門およびニュージーランド部門での減少（1,000万ドル）によるものであった。

(中略)

減損資産総額

(中略)

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブは、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるホールセール・エクスポージャーおよびリテール・エクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(中略)

新規減損資産

	半期		
	2024年3月	2023年9月	2023年3月
	(百万ドル)		
減損貸付金 ⁽¹⁾	359	627	405

(中略)

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務は、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(後略)

<訂正後>

(1) 純利息収益

(中略)

	半期		
	2024年3月	2023年9月	2023年3月
	(百万ドル)		
主要部門別の純預貸利鞘			
オーストラリア・リテール			
純預貸利鞘（%）	1.94	2.06	2.38
利付資産平均残高 ⁽²⁾	269,406	260,946	253,743
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	168,912	159,786	152,392

(中略)

(2) その他営業収入

(中略)

・ 2024年3月半期と2023年9月半期の比較

(中略)

マーケットの収入

(中略)

- 主に投資有価証券の取引量の増加に牽引されたバランスシート取引収入の1,400万ドルの増加。

(中略)

(3) 営業費用

	半期		
	2024年 3 月	2023年 9 月	2023年 3 月
	(百万ドル)		
(中略)			
フルタイム換算従業員合計 (単位:人)	40,041	40,119	39,603
平均フルタイム換算従業員 (単位:人)	40,168	39,895	39,397

(中略)

(4) 信用リスク

(中略)

個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)

(中略)

・ 2024年 3 月半期と2023年 9 月半期の比較

個別評価貸倒引当金繰入は、8,500万ドル（69％）減少した。これは、減損の減少ならびに戻入および回収の増加に起因する法人部門での減少（7,900万ドル）、ならびに減損の減少に起因するオーストラリア商業部門およびニュージーランド部門での減少（1,000万ドル）によるものであった。

(中略)

減損資産総額

(中略)

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブは、90日以上延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるホールセール・エクスポージャーおよびリテール・エクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(中略)

新規減損資産

	半期		
	2024年 3 月	2023年 9 月	2023年 3 月
	(百万ドル)		
新規減損資産			
減損貸付金 ⁽¹⁾	359	627	405

(中略)

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務は、90日以上延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(後略)

F. 部門別経営成績

<訂正前>

(前略)

過去の期間との比較情報の修正再表示

- ・ **会計基準の適用**— 当グループは2023年10月1日、保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則を定めたAASB第17号を採用した。保険契約について、全契約期間にわたって認識される利益の合計は変わらないが、収益認識の時期が変わることになる。当グループは、2022年10月1日付でAASB第17号を適用し、過去の期間の比較情報を修正再表示した。この結果、2022年10月1日現在の利益剰余金の期首残高は3,700万ドル減少し、オーストラリア・リテール部門における税引後利益が増加（2023年9月半期：ゼロ、2023年3月半期：800万ドル）し、資産合計が増加（2023年9月末現在：2,200万ドル、2023年3月末現在：3,600百万ドル）し、負債合計が増加（2023年9月末現在：5,100万ドル、2023年3月末現在：6,500万ドル）した。

(中略)

(1) オーストラリア・リテール部門

半期		
2024年 3 月	2023年 9 月	2023年 3 月

オーストラリア・リテール部門		(百万ドル)	
	(中略)		
フルタイム換算従業員数合計	11,383	11,313	11,199
	(中略)		

2024年3月半期と2023年9月半期の比較

(中略)

- ・ その他営業収入は、カード奨励施策の認識のタイミング、および手数料の季節性を要因として7,300ドル（20%）減少した。

(中略)

(2) オーストラリア商業部門

オーストラリア商業部門	半期		
	2024年3月	2023年9月	2023年3月
	(百万ドル)		
	(中略)		
フルタイム換算従業員数合計	3,442	3,514	3,607
	(中略)		

(3) 法人部門

法人部門	半期		
	2024年3月	2023年9月	2023年3月
	(百万ドル)		
	(中略)		
フルタイム換算従業員数合計	6,310	6,366	6,314
	(中略)		

(4) ニュージーランド部門

ニュージーランド部門	半期		
	2024年3月	2023年9月	2023年3月
	(百万ニュージーランドドル)		
	(中略)		
フルタイム換算従業員数合計	6,754	6,766	6,785
	(中略)		

ニュージーランド部門	半期		
	2024年3月	2023年9月	2023年3月
	(百万ドル)		
	(中略)		
フルタイム換算従業員数合計	6,754	6,766	6,785
	(後略)		

<訂正後>

(前略)

過去の期間との比較情報の修正再表示

- ・ **会計基準の適用**— 当グループは2023年10月1日、保険契約の認識、測定、表示および開示に関する原則を定めたAASB第17号を採用した。保険契約について、全契約期間にわたって認識される利益の合計は変わらないが、収益認識の時期が変わることになる。当グループは、2022年10月1日付でAASB第17号を適用し、過去の期間の比較情報を修正再表示した。この結果、2022年10月1日現在の利益剰余金の期首残高は3,700万ドル減少し、オーストラリア・リテール部門における税引後利益が増加（2023年9月半期：ゼロ、2023年3月半期：800万ドル）し、資産合計が増加（2023年9月末現在：2,200万ドル、2023年3月末現在：3,600万ドル）し、負債合計が増加（2023年9月末現在：5,100万ドル、2023年3月末現在：6,500万ドル）した。

(中略)

(1) オーストラリア・リテール部門

半期		
2024年3月	2023年9月	2023年3月

オーストラリア・リテール部門		(百万ドル)	
		(中略)	
フルタイム換算従業員数合計 (単位：人)		11,383	11,313 11,199
		(中略)	

2024年3月半期と2023年9月半期の比較

(中略)

- ・ その他営業収入は、カード奨励施策の認識のタイミング、および手数料の季節性を要因として7,300万ドル（20%）減少した。

(中略)

(2) オーストラリア商業部門

		半期	
		2024年3月	2023年9月 2023年3月
オーストラリア商業部門		(百万ドル)	
		(中略)	
フルタイム換算従業員数合計 (単位：人)		3,442	3,514 3,607
		(中略)	

(3) 法人部門

		半期	
		2024年3月	2023年9月 2023年3月
法人部門		(百万ドル)	
		(中略)	
フルタイム換算従業員数合計 (単位：人)		6,310	6,366 6,314
		(中略)	

(4) ニュージーランド部門

		半期	
		2024年3月	2023年9月 2023年3月
ニュージーランド部門		(百万ニュージーランドドル)	
		(中略)	
フルタイム換算従業員数合計 (単位：人)		6,754	6,766 6,785
		(中略)	

		半期	
		2024年3月	2023年9月 2023年3月
ニュージーランド部門		(百万ドル)	
		(中略)	
フルタイム換算従業員数合計 (単位：人)		6,754	6,766 6,785
		(後略)	

G. 流動性および資本資源

<訂正前>

(前略)

(3) 自己資本管理

		APRA	
		期末現在	
適格資本		2024年3月	2023年9月 2023年3月
Tier 1			
株主資本および非支配持分		70,202	69,085 68,596
株主資本への適正資本調整		(648)	(396) (329)
		(後略)	

<訂正後>

(前略)

(3) 自己資本管理

適格資本	2024年 3 月	期末現在	
		2023年 9 月	2023年 3 月
		(百万ドル)	
Tier 1			
株主資本および非支配持分	70,202	69,085	68,596
株主資本への適正資本調整	(648)	(396)	(329)
(後略)			

H. 定義

<訂正前>

(前略)

「ANZグループ」は、再編前の文脈では当グループを、および再編後の文脈ではANZGHLおよびその各子会社（ANZ銀行持株会社、ANZBGL、ANZサービス会社およびANZ非銀行持株会社を含む。）を意味する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「ANZグループ」は、本再編前の文脈では当グループを、および本再編後の文脈ではANZGHLおよびその各子会社（ANZ銀行持株会社、ANZBGL、ANZサービス会社およびANZ非銀行持株会社を含む。）を意味する。

(後略)

第 6 【経理の状況】

1 【中間財務書類】

(v) 要約連結持分変動計算書

<訂正前>

(前略)

	当行株主に帰属する株式資本 および準備金		非支配持分		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2022年10月 1 日現在	65,907	7,032,936	494	52,715	66,401	7,085,651
AASB第17号への移行による影響	(37)	(3,948)	-	-	(37)	(3,948)
当期利益/（損失）	3,576	381,595	14	1,494	3,590	383,089
当期その他の包括利益合計	1,560	166,468	30	3,201	1,590	169,669
当期包括利益合計	5,136	548,063	44	4,695	5,180	552,758
株主権に基づく株主との取引：						
配当金支払額	(3,172)	(338,484)	(13)	(1,387)	(3,185)	(339,871)
配当金再投資制度 ⁽¹⁾	206	21,982	-	-	206	21,982
その他の資本増減：						
従業員持株およびオプション制度	53	5,656	-	-	53	5,656
再編に伴う純振替額	-	-	-	0	-	-
その他の項目	(22)	(2,348)	-	-	(22)	(2,348)

(後略)

<訂正後>

(前略)

	当行株主に帰属する株式資本 および準備金		非支配持分		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2022年10月 1 日現在	65,907	7,032,936	494	52,715	66,401	7,085,651
AASB第17号への移行による影響	(37)	(3,948)	-	-	(37)	(3,948)
当期利益/（損失）	3,576	381,595	14	1,494	3,590	383,089
当期その他の包括利益合計	1,560	166,468	30	3,201	1,590	169,669
当期包括利益合計	5,136	548,063	44	4,695	5,180	552,758
株主権に基づく株主との取引：						
配当金支払額	(3,172)	(338,484)	(13)	(1,387)	(3,185)	(339,871)

配当金再投資制度 ⁽¹⁾	206	21,982	-	-	206	21,982
その他の資本増減：						
従業員持株およびオプション制度	53	5,656	-	-	53	5,656
再編に伴う純振替額	-	-	-	-	-	-
その他の項目	(22)	(2,348)	-	-	(22)	(2,348)

(後略)

(vi) 要約中間連結財務書類の注記

<訂正前>

(前略)

6. セグメント報告

(中略)

法人

(中略)

・トランザクション・バンキングは、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを顧客に提供する。

・コーポレート・ファイナンスは、ローン商品、ローン・シンジケーション、専門ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンスを顧客に提供する。

(中略)

パシフィック

パシフィック部門は、リテールおよび商業顧客（多国籍企業を含む）、ならびにパシフィック地域の政府（法人部門の一部であるパプアニューギニアを除く）に商品・サービスを提供する。

(中略)

8. 予想信用損失引当金

(中略)

貸倒引当金繰入/（戻入）の内訳

	半期			増減率	
	2024年 3月	2023年 9月	2023年 3月	2024年 3月期 対2023年 9月期	2024年 3月期 対2023年 3月期
(単位：百万ドル)					
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾					
(2)					
――一括評価	32	(11)	163	大	-80%
――個別評価	201	239	237	-16%	-15%
戻入 ⁽³⁾	(85)	(50)	(166)	70%	-49%
償却債権回収額	(78)	(66)	(101)	18%	-23%
貸倒引当金繰入/（戻入）合計	70	112	133	-38%	47%

(中略)

13. 株主資本

(中略)

普通株式資本

	期末現在		
	2024年 3月	2023年 9月	2023年 3月
(単位：百万ドル)			
普通株式			
期首残高	3,003,366,782	3,003,366,782	2,989,923,751
ボーナス・オプション制度	-	-	1,657,422
配当金再投資制度に基づく発行	-	-	8,406,978
従業員持株およびオプション制度	-	-	3,378,631

期末残高⁽¹⁾

3,003,366,782

3,003,366,782

3,003,366,782

(中略)

15. 関連会社に対する投資

(中略)

利益貢献額

	当グループの税引後利益への貢献			当グループが保有する所有持分		
	半期			期末現在		
	2024年3月	2023年9月	2023年3月	2024年3月	2023年9月	2023年3月
関連会社	(単位：百万ドル)					
PTバンク・パン・インド ネシア（「PT Panin」） AMMBホールディングス Berhad（「AmBank」） ⁽¹⁾ その他の関連会社	31	67	56	39	39	39
関連会社投資の持分利 益/（損失）	96	125	100	該当なし	該当なし	該当なし

(中略)

17. コミットメント、偶発債務および偶発資産

(中略)

その他の偶発債務

(中略)

一 精算および決済義務

(中略)

特定のグループ会社は、ASXクリア（「フューチャーズ」）、ロンドン・クリアリング・ハウス（「LCH」）・スワップクリアおよびレボクリア、韓国取引所（「KRX」）、香港取引所（「HKEX」）、クリアリング・コーポレーション・オブ・インド、上海清算所など、中央清算機関の会員である。会員である関連グループ会社は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、関連グループ会社がデフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、関連グループ会社はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

6. セグメント報告

(中略)

法人

(中略)

- ・トランザクション・バンキングは、荷為替取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを顧客に提供する。
- ・コーポレート・ファイナンスは、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンスを顧客に提供する。

(中略)

パシフィック

パシフィック部門は、リテールおよび商業顧客（多国籍企業を含む）、ならびに太平洋地域の政府（法人部門の一部であるパプアニューギニアを除く）に商品・サービスを提供する。

(中略)

8. 予想信用損失引当金

(中略)

貸倒引当金繰入/（戻入）の内訳

	半期			増減率	
	2024年	2023年	2023年	2024年	2024年
	3月	9月	3月	3月期 対2023年 9月期	3月期 対2023年 3月期
(単位：百万ドル)					
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾					
⁽²⁾					
――一括評価	32	(11)	163	大	-80%
――個別評価	201	239	237	-16%	-15%
戻入 ⁽³⁾	(85)	(50)	(166)	70%	-49%
償却債権回収額	(78)	(66)	(101)	18%	-23%
貸倒引当金繰入/（戻入）合計	70	112	133	-38%	-47%

(中略)

13. 株主資本

(中略)

普通株式資本

	期末現在		
	2024年 3月	2023年 9月	2023年 3月
普通株式		株式数	
期首残高	3,003,366,782	3,003,366,782	2,989,923,751
ボーナス・オプション制度	-	-	1,657,422
配当金再投資制度に基づく発行	-	-	8,406,978
従業員持株およびオプション制度	-	-	3,378,631
期末残高 ⁽¹⁾	3,003,366,782	3,003,366,782	3,003,366,782

(中略)

15. 関連会社に対する投資

(中略)

利益貢献額

	当グループの税引後利益への貢献			当グループが保有する所有持分		
	半期			期末現在		
	2024年 3月	2023年 9月	2023年 3月	2024年 3月	2023年 9月	2023年 3月
(単位：百万ドル)						
関連会社						
PTバンク・パン・インド ネシア（「PT Panin」）	31	67	56	39%	39%	39%
AMMBホールディングス Berhad（「AmBank」） ⁽¹⁾	65	58	63	5%	22%	22%
その他の関連会社	-	-	(19)	該当なし	該当なし	該当なし
関連会社投資の持分利 益/（損失）	96	125	100			

(中略)

17. コミットメント、偶発債務および偶発資産

(中略)

その他の偶発債務

(中略)

ー 精算および決済義務

(中略)

特定のグループ会社は、ASXクリア（「フューチャーズ」）、ロンドン・クリアリング・ハウス（「LCH」）・スワップク
リアおよびレポクリア、韓国取引所（「KRX」）、香港取引所（「HKEX」）、クリアリング・コーポレーション・オブ・イン

ディア、上海清算所など、中央清算機関の会員である。会員である関連グループ会社は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、関連グループ会社がデフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、関連グループ会社はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

(後略)

3【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

<訂正前>

(前略)

(g) 金融資産の減損

AGAAPのもとでは、償却原価またはFVOCIに分類される負債性金融商品、リース債権、契約資産、またはAASB第9号の減損規定が適用されるFVTPL以外のローン・コミットメントおよび金融保証契約について予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。減損は、当初認識以降の信用悪化の程度に基づき3つのステージを用いたアプローチ（予想信用損失モデル）により損失評価引当金が認識される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(g) 金融資産の減損

AGAAPのもとでは、償却原価またはFVOCIに分類される負債性金融商品、リース債権、契約資産、またはIFRS第9号の減損規定が適用されるFVTPL以外のローン・コミットメントおよび金融保証契約について予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。減損は、当初認識以降の信用悪化の程度に基づき3つのステージを用いたアプローチ（予想信用損失モデル）により損失評価引当金が認識される。

(後略)

以上